

北極圏国における入国制限措置の現況

国・地域 および施設	日本外務省に よる感染症危 険レベル※1	日本からの渡航者や 日本人の入国または入域 ※2	ワクチン接種者に対する 入国または入域検査の緩和	入国制限および入国者に対する検査	最新情報 の更新日	詳細
注：9月3日現在、海外渡航用の日本の新型コロナワクチン接種証明書が使用可能な国・地域にデンマーク、カナダが追加されています。 （詳細：外務省海外安全ホームページ 証明書が使用可能な国・地域一覧）						
国						
ノルウェー	レベル3 渡航中止 勧告	✕ 入国許可の条件に 該当しない場合、 入国禁止。	ノルウェー国内または一部のEU／EEA諸国においてワクチン接種を完了し証明書を提示できる者は検査措置が免除されるが、日本の市区町村等で発行するワクチン接種証明書は認められていない。	7月26日現在、例外的にノルウェーに入国する者は、一部の検査措置免除対象者（ノルウェー国内またはEU／EEA諸国においてワクチン接種を完了し証明書を提示できる者）を除き、事前の入国登録、ノルウェー入国前24時間以内（空路の場合、最初のフライト出発予定時刻前24時間以内）に受検した新型コロナウイルス検査の陰性結果証明の提示、到着時の新型コロナウイルス検査の受検、入国後10日間の自己隔離が求められる。 EU／EEA諸国・シェンゲン協定加盟国及び英国、EU第3国リスト対象国地域のうち、ノルウェー公衆保健研究所（FHI）が安全と判断する国・地域外からの入国（日本を含む）については、指定された入国目的に該当する者は例外的に入国できる。 ※例外的に入国ができる者の条件については、右記、大使館HPをご確認下さい。 ※ノルウェー入国時の検査措置については、 ノルウェー政府による新型コロナウイルス感染対策措置 をご確認ください。 ※ノルウェー保健局（Helsedirektoratet）ホームページでは、居住地やワクチン接種有無等個人の状況に応じて求められる検査措置を質問に回答する形式で検索することができます。 （ノルウェー保健局 Quarantine and testing in Norway） 9月6日、ノルウェー公衆保健研究所（FHI）による日本の感染状況評価は引き続き「その他第三国（地域）」に指定されている。日本を含む一部のEU第三国リスト対象国地域は、「濃い赤」と同様の義務が課され、ノルウェー入国前の検査、入国後の自己隔離（自己隔離用ホテル）、入国前登録及び国境での検査義務がある。（8/28、9/4在ノルウェー日本国大使館領事班メール） ※FHIは各国・各地域の感染状況に基づき色分けした感染状況評価マップを作成しています。色ごとに求められる検査措置は異なります。日本は「ライトグレー（その他の国（地域））」に分類され、感染率が高いとされる「濃い赤」と同様の検査を求められます。 （各色の入国制限措置及び自己隔離措置の基準概要）	9月6日	在ノルウェー 日本国大使館
アイスランド	レベル3 渡航中止 勧告	△ 入国可能。入国時に陰性証明書が必要。	ワクチン接種者には検査措置が適用されないが、陰性証明書の提出を求める。日本外務省は日本のワクチン接種証明書の有効性を確認中としている。	6月4日、アイスランド警察は、公式ホームページ上で渡航制限解除国のリストを更新し、日本は解除国リストに追加された。 全渡航者に対して、渡航前の指定サイト（https://visit.covid.is/）での事前登録に加え、出国前72時間以内の新型コロナウイルス検査陰性証明書の提出、空港でのPCR検査及び入国後5日後の各地診療所での2回目のPCR検査の受検を要請する。2回目の検査までは自己隔離を行う必要があり、2回目の検査で陰性になった場合に隔離を終えることができる。ただし、ワクチン接種済みの証明書を所持する者については、措置の適用外となる。 7月19日、ワクチン接種済みであっても、すべての旅行者に対しフライト出発前72時間以内に実施したPCR検査または迅速抗原検査の陰性証明書の提出を7月27日から義務付けると発表。	7月19日	在アイスランド 日本国大使館
スウェーデン	レベル3 渡航中止 勧告	△ 入国可能。入国時に陰性証明書が必要。	なし。	一部の国々を除き、外国に居住する者のスウェーデンへの一時的入国禁止措置が8月31日まで実施されているが、6月14日から、日本は一時的に入国禁止措置の対象国ではなくなる。日本居住者の入国禁止措置は解除されるが、入国に際して48時間以内の新型コロナウイルス陰性証明書の提示が必要となることに変更はない。また、6月10日より、スウェーデン外務省は日本への不要不急な渡航の中止勧告を解除。それに伴い、日本からの渡航者については、スウェーデン到着後の自宅待機及び検査の勧告から除外。 スウェーデン公衆衛生庁は、7月12日から8月31日までを対象として、以下のとおり、海外からスウェーデンに入国する者（スウェーデン国民を含む）に対し勧告を行っている。 1）訪問場所における感染状況について最新の情報を入手すること。近しい小集団の中で過ごし、他者との物理的距離を確保すること。症状がある場合には旅行しないこと。 2）症状の有無にかかわらず、スウェーデン入国に際してはPCR検査を受けること。この勧告は北欧諸国を除き、訪問した国に関わりなく推奨される。 3）EU諸国に渡航した者で、スウェーデン入国時の少なくとも3週間前にワクチン接種を受けた者又は過去6か月間に新型コロナウイルス感染症に感染した者は、勧告の適用を免除されるが、症状がある場合には、他の者と同様に、PCR検査を受けること。第三国（EU/EEA諸国以外の国（免除国として指定された国（日本を含む。）を除く。））からの渡航者に対する勧告は変更されていない。 4）海外渡航後の1週間は誰に会うかに注意すること。特に、リスクグループに属する者と会うことは避けること。 5）感染した場合は、職場や直接接触する集団内等に感染を更に広げるリスクがあるため、軽度の症状に対しても細心の注意を払い、物理的距離を保つこと。	7月15日	外務省海外安全 ホームページ （スウェーデン）

フィンランド	レベル3 渡航中止 勧告	×	入国許可の条件に該当しない場合、例外を除き入国禁止。	日本居住者のワクチン接種未完了者は滞在許可や不可避な渡航理由がない限り入国できない。日本外務省は日本のワクチン接種証明書の有効性を確認中としている。	8月5日、フィンランド政府は日本からの入国規制を8月9日より再開する旨発表。 8月9日から、日本居住者のフィンランドへの入国規制が変更になった。ワクチン2回接種済み後14日経過した証明がある場合、全ての国から入国できるようになる一方、日本居住者のワクチン接種未完了者は滞在許可や不可避な渡航理由がない限り入国できなくなった。入国制限は9月19日までの措置として発表されているが、それ以降については未定。 (9/3 フィンランド日本人会「フィンランド・日本両国コロナ情報ページ」入国制限情報)	9月3日	在フィンランド 日本国大使館
デンマーク	レベル3 渡航中止 勧告	△	入国前に受検した陰性結果および入国時の検査が求められる。	9月3日現在、日本のワクチン接種証明書が使用可能。日本から有効なワクチン接種証明書を所持してデンマークに渡航した場合、陰性証明書の提示や入国後の検査は不要。	現在、日本からデンマークへの入国者には、入国後の隔離義務はないが、到着時の検査受検が原則義務化されている。7月3日現在、日本は引き続き斜線付オレンジの国（感染リスクではなく当該国の入国制限によりデンマークからの渡航が困難もしくは不可能な国）に分類され、日本からデンマークへの旅行者の入国が許可される。日本からは承認に値する目的なしでデンマークへの入国が可能であり、入国後の隔離やフライト搭乗前の陰性結果提示義務も免除される。ただし、日本からデンマークに渡航する方のうちデンマークに居住していない方（例：旅行者やビジネス出張者）は、入国時に、入国72時間前までに受けたPCR検査の陰性結果、または入国48時間前までに受けた抗原検査の陰性結果の提示が求められるため注意。9月4日から適用される渡航勧告の改訂においても、日本は引き続き斜線付オレンジの国に分類される。（9/4在デンマーク日本国大使館領事部メール）	9月4日	在デンマーク 日本国大使館
ロシア	レベル3 渡航中止 勧告	△	入国可能。往来制限が緩和された国のいずれかからの定期便で入国する渡航者に適用。陰性証明書が必要。	なし。	4月16日から日本を含む次の29カ国との間の往来について制限を緩和し、それらの国の国籍者が、往来制限が緩和された国のいずれかからの定期便で入国する場合には入国を認める。これにより、日本国籍者のロシア入国にあたっては、従来の直行便だけでなく、これらの国の経由便も利用できる。また、ロシアからこれらの国を直接往復することも可能となる。ただし、往来制限が緩和された国のうち、英国、トルコ、タンザニアとの間では、現在、現地の感染状況の悪化により、定期便の一時停止など、往来が制限されている。それぞれの国の感染状況によっては緩和策の中止や検疫の強化などが急に導入されることがある。ロシアへの再入国用ビザの取得可否の確認も含め、渡航にあたっては十分に注意すること。ロシア入国後の検疫手続きや自己隔離措置は引き続き維持される。また、入国する外国人に対しては無作為抽出による検査が導入されるので、空港係官の指示があれば従うこと。 継続される検疫措置：・ロシア入国前3日以内に受検した英文又は露文陰性証明書の提示 ・労働許可を受けた外国人労働者（HQSを含む）とその家族の入国後14日間の自己隔離実施（注：ビジネス出張者、旅行者などは自己隔離の実施義務なし） 新たな検疫措置：外国から到着した外国人に対する無作為抽出による検査	9月3日	在ロシア 日本国大使館
カナダ	レベル3 渡航中止 勧告	×	入国許可の条件に該当しない場合、入国禁止。	9月3日現在、日本のワクチン接種証明書が使用可能。ワクチン接種を完了した渡航者は、入国制限を免除。	カナダ連邦政府は、入国制限とその免除対象を定めている。一方で、7月5日以降、カナダへの入国が許可され、COVID-19ワクチン接種を完了した渡航者は、カナダ到着後の隔離、または8日目のCOVID-19検査を受けるという検疫措置が免除される。また、9月7日以降に入国するCOVID-19ワクチン接種を完了した渡航者は、入国制限の免除対象とされる。 ※例外的に入国ができる者の条件や免除対象については、右記、在カナダ日本国大使館のHPをご確認下さい。 カナダ政府は、ワクチン接種を完了していない入国者に対する14日間の自己隔離を義務付けている。また、カナダ入国者が信頼できる自己隔離計画を示せない場合にはホテル等の指定施設で自己隔離を行うことが義務付けている（罰則あり）。 8月20日、DHS(アメリカ国土安全保障省)は新型コロナウイルスの感染再拡大を鑑みて、カナダとの国境を再び封鎖すると発表。9月21日まで陸路・海路の国境を封鎖し、不要不急の渡航自粛を要請。(8/21 米国ESTAオンラインセンター)	9月3日	在カナダ 日本国大使館
米国	レベル3 渡航中止 勧告	△	入国可能。入国者は渡航先の州・地方政府の措置に従う。	なし。	現地時間の9月6日現在、米国疾病予防管理センター(CDC)は日本の感染警戒基準をレベル3「感染リスクの高い地域」に指定。アメリカと日本を往来する渡航者に対し、引き続き警戒を呼び掛けている。ESTAによる米国への渡航を認めているが、日本を含む国外からの渡航者は州や地域で施行されている規制の遵守が求められる。到着後の自己隔離やマスク着用を義務付けている州や地域があるため、渡米前に確認のこと。 新型コロナウイルスの変異種に対する防疫措置として、国外から空路でアメリカへ入国する全ての方はPCR検査による陰性証明書または感染から回復したことを示す診断書の提示が義務付けられる。この措置は1月26日より施行され、満2歳以上の渡航者が対象。	9月7日	ESTAオンライン センター

地域					
ノルウェー領 スバルバル諸島	海外からスバルバルへ渡航する場合、ノルウェー本国で10日間の隔離（7日目のPCR検査で陰性であれば隔離は終了）と検査が必要。	なし。	以下の基準を満たす場合はノルウェー本国を経由することができる。 ・スバルバルの永住者　・スバルバルでの仕事（スバルバルに関連する実際の職務、研究課題を含む）のための往来。 ・スバルバルで雇用契約、現地雇用者/クライアントまたは協力機関（ニーオルスンでの活動に関しては、通常ノルウェー極地研究所/キングスベイ社となる）からの証明により職務を文書化できる。（ ノルウェー移民局 UDI スバルバルへ渡航する外国人 ） 1月29日よりスバルバルへの入域規制を厳格化。渡航者はノルウェー本国で出発前24時間以内に行われたコロナ検査（迅速抗原検査）の陰性証明書が必要（12歳未満を除く）。証明書はトロムソの国境検問所で提出する必要がある。必要とされない渡航は推奨されない。 ノルウェー本国到着時に検疫義務のある者はスバルバルへ行く前にノルウェー本国で入国検疫を実施しなければならない。（ 8/11 スバルバル知事からのリマインド ）	8月11日	スバルバル知事
グリーンランド	検査及び検疫規則に従うことが求められる。	入域許可の条件に該当する者（ワクチン接種完了者、居住者等）のみ渡航できる。	10/31までワクチン接種が完了した成人のみが渡航できる。 （グリーンランド渡航サイトWho can enter Greenland?の項目をご確認下さい。） ※8/25にVisit Greenland（グリーンランド渡航サイト）の内容が大幅が更新されました。入域に関する詳細は、右記詳細に示すURLをご確認下さい。	9月7日	Visit Greenland（グリーンランド渡航サイト）
米国アラスカ州	入域に関する特別枠や必要要件はない。	ワクチン接種完了者は検査や検疫を求められない。	ワクチン未接種者の旅行前の受検は感染拡大防止につながるとしている。また、旅行者は到着時に無料で受検できる。ワクチン接種者（完全接種）は、受検や自己検疫が求められない。6月1日から、アラスカへの旅行者は無料のワクチンを接種できる。	—	アラスカ州政府
共同利用施設					
ニーオルスン基地		Kings Bay社は渡航者へ追加の制限を課さないが、一般規則（ソーシャル・ディスタンス、手指衛生等）は適用される。※到着後3日間の施設利用制限、食時の提供時間・場所の指定措置は解除されています。 ニーオルスンへの渡航者は、雇用状況とニーオルスンへ渡航する必要性が記載された雇用主による正式なレターが必要である。NPIはノルウェーのホストとして、サポートレターを発行できる。サポートレターは入国許可を保証するものではないため注意すること。入国の最終決定はノルウェー国境警察がおこなう。		8月23日	Nyalesund Research Station（ニーオルスン基地サイト）
スバルバル大学（UNIS）オフィス		学内の感染予防対策については、右記詳細に示すURLを確認のこと。		3月1日	スバルバル大学
共同研究提携施設					
アラスカ大学フェアバンクス校 国際北極圏研究センター（IARC）		大学のキャンパスや敷地への訪問者は、大学の運営ガイドラインと安全対策を遵守する必要がある。 コロナウイルスに関する情報は フェアバンクス校特設ページ を参照のこと。		5月25日	アラスカ大学
チェコ・スバボーダ基地（ロングイヤービン）		6月1日～8日に観測船Clioneによる海洋観測を実施。（Facebookに記載）一部を除き、6月初めより基地を再開。		6月23日	チェコ・スバボーダ基地
グリーンランド天然資源研究所（GINR）施設		施設の使用制限に関する情報は公開されていない。		—	GINR施設
カナダ極北研究ステーション（CHARS）基地		2021年の研究サポートの申請や共用スペースの利用申請を受け付ける。申請フォームを期限（2021年6月～2021年10月の利用申請：6月18日、2021年11月～2022年2月の利用申請：8月27日）までに提出する必要あり。		6月3日	カナダ政府
ロシア スパスカヤパッド観測拠点		施設の使用制限に関する情報は公開されていない。		—	—
ロシア ケープ・バラノバ基地		施設の使用制限に関する情報は公開されていない。		—	—
カナダ ラバル大学 北方研究センター（CEN）		研究ステーションは特定の条件下で利用できる。研究ステーションの予約、承認については、右記サイトの連絡先までメールすること。（6/16HPトップページに記載）		—	北方研究センター

※1「感染症危険情報」のカテゴリー及び発出の目安

カテゴリー	発出の目安
レベル1：十分注意してください。	特定の感染症に対し、国際保健規則(IHR)第49条によりWHOの緊急委員会が開催され、同委員会の結果から、渡航に危険が伴うと認められる場合等。
レベル2：不要不急の渡航は止めてください。	特定の感染症に対し、IHR第49条によりWHOの緊急委員会が開催され、同委員会の結果から、同第12条により「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態(PHEIC)」としてWHO事務局長が認定する場合等。
レベル3：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）	特定の感染症に対し、IHR第49条に規定する緊急委員会において、第12条に規定する「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態(PHEIC)」が発出され、同第18条による勧告等においてWHOが感染拡大防止のために貿易・渡航制限を認める場合等。
レベル4：退避してください。渡航は止めてください。（退避勧告）	特定の感染症に対し、上記のレベル3に定めるWHOが感染拡大防止のために貿易・渡航制限を認める場合であって、現地の医療体制の脆弱性が明白である場合等。

[詳細：外務省海外安全ホームページ](#) [感染症危険情報](#)

※2 日本からの渡航者や日本人の入国または入域

記号	説明
○	日本からの渡航者や日本人に対して入国制限が解除され、入国後の行動制限措置が撤廃されている。
△	日本からの渡航者や日本人に対して入国制限措置が解除されているが、入国後の行動制限措置をとっている。
×	日本からの渡航者や日本人に対して入国制限措置および入国後の行動制限措置をとっている。

[詳細：新型コロナウイルスに係る日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置](#)

※日本から帰国される際には、新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化に係る措置をご確認下さい。（帰国後の検疫場所が異なりますのでご注意ください）

[詳細：新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化に係る措置について](#)

日本-ニーオルスンにおける主な航空路線の状況

航空会社	便名	状況	確認日	詳細
スカンジナビア航空（SAS）	SK0984/SK0983	7月12日より運行再開。月・金に羽田⇄コペンハーゲン便運航。（航空貨物代理店、SASカスタマーサービス）	9月8日	SAS欠航情報
	SK4414/SK4425	オスロ⇄ロングイヤービン便は通常運航。	9月8日	SAS予約サイト
日本航空（JAL）	JL47/J48	羽田⇄ヘルシンキ便は通常運航。	9月8日	-
	JL6811/JL6810	ヘルシンキ⇄オスロ便は通常運航。	9月8日	-
	JL6800	ヘルシンキ→成田便はフライト予定あり。	9月8日	-

日本-ニーオルスンにおける荷物の輸送状況

配送会社	配送方法	状況	確認日	詳細
日本郵便	EMS	日本からニーオルスンへの発送が可能。配送期間は2週間程度。7月発送実績あり。 ※配達遅延・引受停止については右記に示す、日本郵便HPからご確認ください。	9月8日	日本郵便 配達引受情報
Posten	国際郵便	ニーオルスンから日本への発送が可能。配送期間は3週間程度。6月発送実績あり。 ※発送停止の情報については右記に示す、ノルウェー郵便（Posten）HPからご確認ください。	5月28日	ノルウェー郵便 配送情報
Bring	国際郵便/国際宅配便	ニーオルスンから日本への発送が可能。配送期間は3週間程度。 ※発送に関する情報については、右記に示すBringカスタマーサービスHPからご確認ください。	-	Bring カスタマーサービス
DHL	国際宅配便	日本～ニーオルスン間の輸送が可能。ただし、国連番号がついている危険品（例:UN1002圧縮空気）は輸送不可。 ニーオルスンから発送する場合はKings Bay社へ確認のこと。	2020年 11月19日	-
FedEx	国際宅配便	日本～ニーオルスン間の輸送が可能。国連番号がついている危険品については、往路、復路で発送要件が異なるため 現地法人へ確認のこと。	3月25日	-
SAS Cargo	国際航空貨物	7月12日よりスカンジナビア航空は、羽田～コペンハーゲン間の運行を再開。航空貨物代理店より、航空貨物の輸送 業務が可能との連絡あり。	7月9日	-